

県所管域（指定都市及び中核市を除く。）
各就労継続支援（A型・B型）事業所代表者 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

「生産活動活性化支援事業」に係る所要額調査について（依頼）

日頃より、本県の障がい福祉施策に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国の令和2年度補正予算において、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により生産活動が停滞し減収となっている就労継続支援事業所に対し、その再起に向けて必要な費用を支援することとなりました。

については、次の事業に係る所要額調査を行いますので、お忙しいところ恐れ入りますが、事業の活用を希望される事業者におかれましては、別添「調査票」をメールにて送付いただきますようお願いいたします。

なお、国の実施要綱等の発出を受け、改めて正式に申請書等を御提出いただくこととなります。

1 生産活動活性化支援事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、生産活動収入が相当程度減収している就労継続支援事業所に対し、その生産活動の再起に向けて必要となる費用を助成する。

(1) 対象となる事業所

就労継続支援事業所（A型・B型）のうち、次のアからウまで（ウについては(i)、(ii)のいずれか）の要件に全て該当する事業所（ただし、持続化給付金、持続化補助金（小規模事業者持続化補助金）、家賃支援給付金その他本事業と支援内容が重複する国の支援策を受けている場合は除く。）

ア 申請月（助成を受けようと申請を行った月のことをいう。）において1人以上の利用者に対して障害福祉サービスを提供していること。

イ 平成30年4月10日付け障障発0410第1号「「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」の一部改正について」記1（5）にある（報告対象年度分の）工賃実績を都道府県等に報告していること。

ウ 次の(i)又は(ii)の要件に該当すること。

(i) 令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、1か月の生産活動収入が前年同月比で50%以上減少した月があること。

(ii) 令和2年1月以降、連続する3か月の生産活動収入が前年同期比で30%以上減少した期間があること。

(2) 対象となる費用

次に例示する費用など、生産活動の実施に必要な経費であって、その存続、再起に向けて、就労支援事業会計から支出すべき費用

ア 生産活動を存続させるために必要となる固定経費等の支出に要する費用

イ 生産活動の再稼働等に係る設備整備のメンテナンス等に要する費用

ウ 通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に要する費用

エ 新たな生産活動への転換等に要する費用

オ 在庫調整等に要する費用や風評被害への対応等に係る広報活動に要する費用

カ その他生産活動の再起に向けて必要と認められる費用

(3) 助成額

添付算出式の調査票2の算定額を基準とし、1事業所当たり上限50万円（複数の事業所を運営する法人においては、1法人当たり上限200万円）

※ 調査票に記載いただいた算定額から減じる場合もあります。

2 回答期日

令和2年7月6日（月）まで

【回答方法】

別添「調査票」エクセルデータを電子メールで送付

提出先メールアドレス：syakaisanka-cyousa@pref.kanagawa.jp

※ メールアドレスの誤りや、「障害福祉情報サービスかながわ」からのメールに返信したために届かないことがありましたので、提出先に御注意ください。

3 留意事項

(1) 複数の事業所を運営する法人は、県所管域に所在する事業所等について一括して提出してください。

(2) 今回は所要額調査となりますので、国の実施要綱等の発出を受け、正式に申請書を御提出いただくこととなります。ただし、今回、提出がなかった事業所については、受け付けられない可能性があります。

(3) 現段階において、事業所の減収等が確認できる資料を提出する必要はありませんが、申請時においては、決算書や売上帳簿等を提出する必要があります。

(4) 今後事業内容や助成要件等について変更が生じる可能性がありますので御留意ください。

問合せ・提出先

社会参加推進グループ 土岐

電話 (045)210-4709

E-mail syakaisanka-cyousa@pref.kanagawa.jp